

原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識（商品用）貸与事務取扱要領

船橋市市税条例（昭和29年船橋市条例第30号）第80条第1項に規定する軽自動車等のうち、商品である原動機付自転車自転車及び小型特殊自動車における標識（商品用）貸与事務を標準化し、その運営を円滑にするためこの要領を定める。

法令その他特別の定めがあるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

1 商品用標識貸与規定の目的

商品である原動機付自転車及び小型特殊自動車を試運転又は販売のため回送するのに必要があるため規定されたものである。

2 標識番号とその管理

標識番号は1番から作成し、試乗標識交付簿に登載して、その貸与状況を常に明確にしておくこと。

3 標識貸与事務の取扱

貸与事務は、税務部市民税課において市内に営業所のある原動機付自転車及び小型特殊自動車の販売業者を取扱うものとする。

4 貸与事務処理

- (1) 原動機付自転車試乗標識交付申請書（以下「申請書」という）に必要事項を記入・捺印のうえ提出させる。
- (2) 前項の申請の必要事項を確認したのち、原動機付自転車試乗標識交付証明書（以下「交付証明書」という）とともに標識を交付する。この場合交付手数料は無料とする。
- (3) 標識貸与期間は貸与申請の日から1年とする。
- (4) 標識貸与期間が終了したときは、5日以内に標識を返納するか又は貸与期間の更新を行わせること。この場合交付証明書は必ず返納させること。
- (5) 貸与枚数は、原則として1店舗1枚とする。ただし、従業員が多く必要と認めるときは、貸与枚数を増加することができる。
- (6) 標識を目的以外に使用したものについては直ちに標識を引き上げ、交付を中止することができる。
- (7) 標識を紛失、又は毀損したときは顛末書を提出させるとともに1枚につき

200円を弁償させること。